

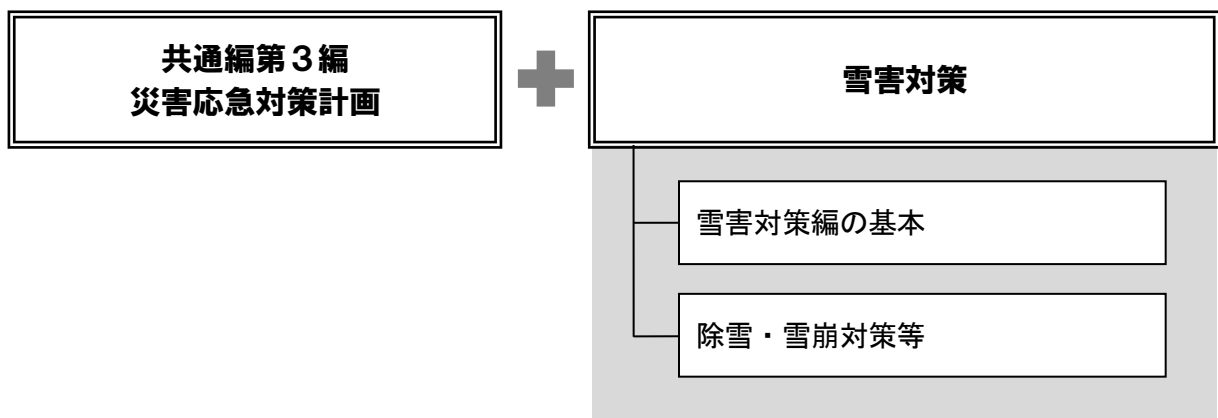
雪害対策編

第1編 雪害応急対策

第1章 雪害対策編の基本

市防災計画「雪害対策編」は、降雪・積雪による災害への対策に特化した計画書であり、雪害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、雪害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 除雪・雪崩対策等

第1節 雪害対応の活動体制の確立

主な担当関係部署：道路課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、
西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

降雪時に、気象情報及び被害情報を迅速に収集して積雪への対応を効果的に行えるよう、降雪時の活動体制の確立に努める。

活動方針

○降雪状況に応じた適切な体制を構築できるよう、情報収集体制の強化と配備、業務の整備等を進める。

主な活動と実施期間

活動項目	直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 雪害対応の活動体制の確立							

具体的な活動内容

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

県道及び県管理国道の除雪	山口県土木建築部道路整備課（防府土木建築事務所を含む。）
国道の除雪	直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）
市道の除雪	市道路課
西日本高速道路株式会社の管理する道路の除雪	西日本高速道路株式会社
鉄道除雪	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2節 道路除雪対策

主な担当関係部署：道路課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

雪害による交通の途絶に迅速に対応し、除雪による交通路の確保が円滑に進むよう、必要な事項について定める。

活動方針

○道路除雪対策として、凍結防止剤の散布を実施し、又は状況により除雪車による除雪を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	防府土木建築事務所との連携							
2	除雪路線の選定							

具体的な活動内容

第1項 防府土木建築事務所との連携

市道の除雪は、国道・県道の除雪路線を考慮し行うことが重要であり、市（土木都市建設部道路課）は、防府土木建築事務所と密接な連携のもとに実施し、除雪作業の一貫性を図るよう努める。

第2項 除雪路線の選定

市は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、市民生活に影響の大きい路線、孤立地区が生じるおそれのある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施する。

なお、県及び防災関係機関の除雪及び連絡系統については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 8-1-1 雪害対策系統
- 8-1-2 県が行う除雪

第3節 鉄道除雪対策

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社及び日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

活動方針

○除雪計画を周囲の実施機関と共有し、記載内容の充実を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	除雪計画の作成							

具体的な活動内容

第1項 除雪計画の作成

以下の事項に留意した除雪計画を作成し、除雪に当たる。降積雪が甚だしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合、必要により一部の営業列車を運転休止することもあり得る。

- ◆ 積雪状況の把握及び段階的想定
- ◆ ラッセル車運転計画の樹立
- ◆ 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

【除雪列車等の運転基準】

段階	降積雪の状況	運転計画
第1次	<ul style="list-style-type: none"> ◆ レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき。 ◆ レール面上20cm以上の積雪があるとき。 	◆ 必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する。
第2次	◆ レール面上30cm以上の積雪があるとき。	◆ 除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する。

第4節 家屋の除雪計画

主な担当関係部署：関係各課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、西日本旅客鉄道(株)

積雪時の屋根の雪下ろし対策等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

活動方針

○市民に対し、積雪時の生活への影響や、雪下ろし・除雪等の対応について啓発し、自主的な防災活動となるよう支援する。

主な活動と実施期間

活動項目	直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 連担地域の除雪							
2 公共施設の除雪							
3 雪下ろしデーの設定							

具体的な活動内容

第1項 連担地域の除雪

市は防府土木建築事務所と協力し、屋根の雪下ろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。

第2項 公共施設の除雪対策

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪することを基本とする。

- ◆ 多雪地帯では、屋根上 50 センチメートル以上積雪の場合に除雪開始
- ◆ 両方屋根面の均等除雪の実施
- ◆ 排雪場所及び処分方法の計画的実施
- ◆ 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

第5節 雪崩対策計画

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署、西日本旅客鉄道株

雪崩による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

活動方針

○雪崩発生の危険が高い地域について、市、消防、警察、土木機関等との連携を行いつつ調査を進め、危険箇所の特定に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	巡視警戒体制							
2	危険箇所の標示							
3	関係機関との連絡							
4	除雪対策							

具体的な活動内容

第1項 巡視警戒体制

市においては、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努める。

第2項 危険箇所の標示

市においては、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、市民、通行者に周知徹底を図る。

第3項 関係機関との連絡

市は、雪崩による被害防止対策について、県及び防災関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努める。

第4項 除雪対策

雪崩の発生により、市民の生活、交通確保のうえに重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じる。

第6節 孤立対策計画

主な担当関係部署：道路課、クリーンセンター、福祉総務課、生活支援課、健康増進課、農林水産振興課、農林漁港整備課、防災危機管理課、上下水道局、消防本部

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、西日本高速道路(株)

積雪により孤立状態となってしまう地域を選定し、通信機能を充実させるための訓練等を行うことによる検証が可能となるため、雪にも強い物流ネットワークの強化に努める。

活動方針

- 道路除雪対策として、凍結防止剤の散布を実施し、又は状況により除雪車による除雪を行う。
- 食料・生活必需品等の調達を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	交通の確保							
2	保健衛生							
3	食料・生活必需品等の確保							

具体的な活動内容

第1項 交通の確保

国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、市（道路管理者）及び西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所は、必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図る。

第2項 保健衛生

共通編第3編第16章「保健衛生・防疫活動」に掲げる対策によるほか次による。

救急患者の緊急輸送		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 陸上における輸送対策及び要員の確保 ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識
環境衛生対策	水道施設の保全等飲料水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水源施設及び配水池の換気孔の除雪 ◆ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄 ◆ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備 ◆ 送水設備の補助機関の整備 ◆ 配水系統の調査、危険個所の確認及び給水装置等露出配管の凍結破損防止措置 ◆ 断水時の給水措置は、共通編第3編第10章による。
し尿、ごみの処理	し尿の汲取処分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雪注意報発表の場合は、各家庭の便槽をくみ取っておく。 ◆ 積雪時にくみ取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、標識を設けておく。 ◆ なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行う。
	ごみの収集処分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておく。
遺体埋火葬		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図る。
家畜の死体処理		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理する。 ◆ ただし、運搬不能の場合は、山口健康福祉センターの許可を得て、解体、埋却又は焼却する。

第3項 食料・生活必需品等の確保

1 飯米の確保

雪による物流停止による食料不足に備え、貯蔵分から必要な米を放出する等、主食の調達を図る。

2 乳児用ミルク等の確保

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖等、必要な食品の調達を図る。

3 生鮮食料品、生活必需品の確保

その他、生鮮食料品、保存食品のほか、輸送・暖房等に必要な燃料等調達を図る。

生鮮食料品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 野菜の防寒貯蔵 ◆ 鶏卵、魚及び肉類の貯蔵確保
保存食品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工及び貯蔵 ◆ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類及び調味料の確保
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガソリン、灯油等